

高齢者福祉制度の概要

令和8年度版

	事業名	対象者	内容	費用負担
介護者への支援	ねたきり者在宅介護手当支給事業	市内に住所を有する65歳以上の 要介護4・5 と認定された人を在宅で介護している人 (介護者も市内に住所を有していること)	月額 5,000円 1か月のうち15日以上在宅で介護していること	
	おむつ支給事業	市内に住所を有する65歳以上の在宅で生活する 要介護3・4・5 と認定された人	現物支給 月5,000円を限度 (申請の翌月から支給開始)	
日常生活の支援	シルバーわくわくタクシーチケット事業	4月1日時点で満75歳以上の自宅で生活している原付やバイクを含む運転免許を持っていない人	指定のタクシー事業者で利用できるタクシーチケット1万円分 (500円券×20枚) 【令和8年度 使用期間】 令和8年10月1日～令和9年3月31日	
	老人日常生活用具給付事業	市内に住所を有する65歳以上の防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等	電磁調理器・火災報知機・自動消火器	住民税課税世帯は費用の1割負担
	老人入浴サービス事業	市内に住所を有する65歳以上の自宅に入浴設備がなく、サービスを必要とする人 *地区民生委員の意見書が必要	入浴券を1か月につき4枚 必要月数分交付(共楽湯で利用可)	
	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、心身の障害および傷病により、寝具類の衛生管理が困難な人	寝具の洗濯・乾燥・消毒 3点一式(掛布団・敷布団・毛布) 4点一式(掛布団・敷布団・毛布・マットレス) ☆利用回数: 年2回以内	3点一式1,000円 4点一式1,500円 (1回)
	訪問理美容サービス事業	市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、心身の障害および傷病により、理容店や美容院に出向くことが困難な人	在宅への訪問理美容サービスを実施 調髪又はカットとブロー ☆利用回数: 3か月に1回、年4回以内	2,600円 (1回)
	緊急通報装置貸与事業	市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし高齢者で、日常生活に不安のある人 (住民税非課税世帯) *2名以上の協力者が必要	緊急時に押しボタンを押すことにより通報する装置を設置	
	福祉電話貸与事業	市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし高齢者で、通信手段を持たない人 (住民税非課税世帯)	電話機のない方に設置・貸与	通話料は自己負担
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	市内に住所を有する65歳以上の認知症等による徘徊行動が見られる高齢者を介護する家族等 *介護認定を受けている人 *医師により認知症等と認められた人 *認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業登録者	・探索システム機器の購入に要する費用、加入料金、登録料の助成 ☆助成額: 12,000円を限度、対象高齢者1人につき1回限り	購入費12,000円を超える額及び通信料等は自己負担
	コミュニティ入浴券交付事業	市内に住所を有する65歳以上の人	入浴券を年間48枚(月4枚)交付 100円を市が負担 *利用可能な施設 共楽湯・萩の湯	入浴料金の差額を負担
	高齢者介護予防住宅改修費助成事業	市内に住所を有する75歳以上のひとり暮らし高齢者又は75歳以上の高齢者が属する65歳以上高齢者のみの世帯 *生活機能全般及び運動機能の低下が認められる人 *要介護認定のない人	・手すりの取付 ・床段差の解消 ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更 ☆助成額: 45,000円を限度、1世帯1回限り	・改修費5万円以内…改修費の1割 ・改修費5万円以上…4万5千円を超える額

※同所同番地に住民票があれば同居世帯とみなします。

問い合わせ先

観音寺市 高齢介護課 高齢者福祉係

0875-23-3968